

《論 文》

大学設置基準と公私立専門学校規程

—— 高等教育機関の条件 ——

渡 辺 邦 博

1. はじめに
2. 大学の諸類型 - 西欧と日本 -
3. わが国「大学」の略史
4. 公私立専門学校規程
5. 戦後への展望

キーワード：大学の歴史、大学設置基準、帝国大学、旧制専門学校、
大学令

1. はじめに

本稿に言う専門学校とは、第2次世界大戦終結までのそれを指し、その後名称は同じでも中等教育の一環として創設された現在の専門学校のことではない。またここでは、何度目かの転換点に遭遇していると言われるわが国の大学制度¹における、大学の設置に関わる問題の一端を考察

1 2014年の報告書「イノベーションの観点からの大学改革の基本的な考え方」では、国立大学についてはあるが、平成28年度からの第3期中期目標期間において、「①地域活性化・特定分野重点支援拠点(大学)」「②特定分野重点支援(大学)」、③世界最高水準の教育研究重点支援(大学)の3類型を踏まえた新たな枠組みを設けた上で、予算措置や評価を、それぞれの固有の機能や役割を最大化する観点からきめ細かく行い、大学としての機能強化を図る、ことが提起され、国立大学86校のうち55校が類型①を、15校が類型②を、16校が類型③を選択した、と言われる。佐和隆光 [2016]、13ページ。

しようとするものである。大学の設置基準とは、大学である条件を示すものであるから。わが国において、それはどのような時点で、どのように登場したのか？その点を確認したい。

明治以来の近代化の波に乗って、わが国は、帝国大学を中心とする大学構想から、大正時代までの日本社会の成熟に対応して公立私立大学の認可、そして敗戦後の「民主化」に沿った大学拡張へと歩を進めてきた。明治の構想を踏襲すれば、たかだか7つの帝国大学しか存在しないところが、779校の大学を擁する国へと発展を遂げたと言える²。

2. 大学の諸類型 — 西欧と日本 —

わが国の大学は、欧米、とりわけヨーロッパの大学をモデルに、明治以降急速に制度を整えたが、形成の時期が同時に、中世に端を発するヨーロッパの大学の転換期でもあった。この変化の特徴は、以下の4点であったと言われる。第一、研究機能の高まり、すなわち、古典中心の知識伝達の間から知識の創造の間への変化。第二、ドイツを中心に産業化の進展に対応した新分野＝工学・農学・商学などの学問が大学から締め出され大学の外の、多様な「専門学校」を生み出したこと。ドイツの「ホッホシューレ」、フランスの「グランゼコール」、ここに大学と専門学校の二元的構造からなる「高等教育システム」が発生した。第三、中世の大学が国境を越えたコスモポリタンな側面を有したのに対して、国民国家の形成の進展を背景に、大学が国家との結びつきを深めナショナルな側面を強化した。教授言語が古典語から民族の言語となり、国家が大学の後援者となるに従い、官僚を主体とする人材育成機関の間となった。第四、大学の特権が学位授与権にあり、それは教会や国家権力によって付与されていたが、中世の伝統を持たない新大陸では、大学の設立も伝統から

2 文部科学統計要覧（平成28年度）によれば、現在779の大学が存在するが、それは人口規模に対しては国際的に見ると多いとは言えないとの見解もある。

自由となり、多様な「私立」大学が自由な大学として発展の方向を示した。日本が欧米の植民地化を逃れ、独立国家として出立するにあたり、各国の諸学問・諸制度の最良のものを選択することとなったのだが、それは想像以上の難事業となったのである。³ 中世以来の大学は、ユニヴァーシティという英語で説明されることが少なくないが、語源のラテン語ウニヴェルシタスが「組合」を意味することから、学問するもの<教師と学生>の自律的共同体という性格を持っており、ギルドになぞらえれば、学生は徒弟、学者（教師）は親方、学位（博士号）は独立した職人の資格証明で、教育と研究の自由は、この共同体の特権として認められた自立性（大学の自治）を基礎とするものであった。⁴

だが、昨今の大学をめぐる状況を重ねてみると、歴史の相違が、大学のありようにも影を落とし、双方の相違点も浮き上がってきているようにも見える。

3. わが国の「大学」略史

わが国の大学は、明治19年の帝国大学令を起点として、終戦までのおよそ70年の間に、「厳密な」基準に従って建設が進められ、昭和16年設置の名古屋帝国大学まで7つの大学を作り出す方針が貫かれ（るはずだった）。しかしながら、明治初年の人口およそ3200万人は、急速な産業化・近代化の進展によって、大正半ばに5000万人を超える勢いを示し、「富国強兵」に対応する高度な専門的人材の養成には、帝国大学以外の高高等教育機関に依存せざるをえない状況を認識した政府は、「国家の須要に応ずる学術技芸を教授し、その蘊奥を攻究する」帝国大学では対処できず、その建設に必要な財力を有するものでもないとの自覚からか、明治36年「専門学校令」を公布⁵して、高等教育機関の二重構造を認め、大正期に

3 天野 [2009] 上巻、18ページ。

4 天野 [2009] 上巻、12ページ。

なると帝国大学以外の大学設置を容認する「大学令」を大正7年に公布して、その教育政策を大きく転換した。設置者として国家以外の道府県

- 5 専門学校令は、帝国大学以外の高等教育機関について、明治政府が定めた法令であって、急速な近代化に必要とされた人材を供給してきた教育機関に対して明治36年段階で一定の基準を提示して、いわば専門学校の淘汰を意図したのと言える。他面でこの法令は、大正の大学令による「大学の誕生」への基盤づくりに大きな役割を果たし、専門学校から大学が生まれる15年に及ぶ「助走期間」の第一歩を形成した。天野[2009]下、143ページ。この種の法令は、国立公文書館のデジタルライブラリー、中野文庫、文部科学省のページなどから比較的容易にダウンロードして利用が可能である。参考までに以下に引用する。引用者が重要とみなす箇所にはアンダーラインを施した。

専門学校令（明治36年勅令第61号）

- 第一条 高等ノ學術技芸ヲ教授スル学校ハ専門学校トス
2 専門学校ハ特別ノ規程アル場合ヲ除クノ外本令ノ規程ニ依ルヘシ
第二条 北海道府県又ハ市ハ土地ノ情況ニ依リ必要アル場合ニ限り専門学校ヲ設置スルコトヲ得但シ沖繩県ハ此ノ限ニ在ラス
第三条 私人ハ専門学校ヲ設置スルコトヲ得
第四条 公立又ハ私立ノ専門学校ノ設置廃止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ
第五条 専門学校ノ入学資格ハ中学校若ハ修業年限四箇年以上ノ高等女学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等ノ学力ヲ有スルモノト検定セラレタル者以上ノ程度ニ於テ之ヲ定ムヘシ但シ美術、音楽ニ関スル學術技芸ヲ教授スル専門学校ニ就テハ文部大臣ハ別ニ其ノ入学資格ヲ定ムルコトヲ得
2 前項検定ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム
第六条 専門学校ノ修業年限ハ三箇年以上トス
第七条 専門学科ニ於テハ予科、研究科及別科ヲ置クコトヲ得
第八条 官立専門学校ノ修業年限、学科、学科目及其ノ程度並予科、研究科及別科ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム
2 公立又ハ私立ノ専門学校ノ修業年限、学科、学科目及其ノ程度並予科、研究科及別科ニ関スル規程ハ公立学校ニ在リテハ管理者、私立学校ニ在リテハ設立者文部大臣ノ認可ヲ経テ之ヲ定ム
第九条 公立又ハ私立ノ専門学校ノ教員ノ資格ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム
第十条 公立専門学校ノ職員ノ旅費及給与ニ関スル規程ハ文部大臣ノ認可ヲ経テ地方長官之ヲ定ム
第十一条 公立ノ専門学校ニ於テハ授業料ヲ徴収スヘシ但シ特別ノ場合ニハ之ヲ減免シ又ハ徴収セサルコトヲ得
第十二条 第一条ニ該当セサル学校ハ専門学校ト称スルコトヲ得ス
附 則
第十三条 本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
第十四条 明治二十年勅令第四十八号ハ之ヲ廃止ス
第十五条 既設ノ公立又ハ私立ノ学校ニシテ本令ニ依ルヘキモノハ本令施行ノ日ヨリ一箇年以内ニ第四条ニ準シ認可ヲ申請スヘシ
2 前項ノ手續ヲ為ササルモノハ前項ノ期間ノ満了ト共ニ廃校シタルモノト看做ス
3 第一項ノ手續ヲ為サスモノ不認可ノ命令ヲ受ケタルモノハ其ノ命令ヲ受ケタル日ニ於テ廃校シタルモノト看做ス
第十六条 千葉医学専門学校、仙台医学専門学校、岡山医学専門学校、金沢医学専門学校、長崎医学専門学校、東京外国語学校、東京美術学校及東京音楽学校ハ本令施行ノ日ヨリ専門学校トス

と私学が、また総合的な学部を退けて単科の大学も容認されることになり、それは一面で、大学なるものを一部エリートの占有物ではないと言われる事態をもたらした⁶が、その後の日本社会の発展に対応した、弾力的な政策となったと思われる。

この時代には、大学とは言っても、明治 19 年設置の「帝国大学」以降、明治 30 年に第 2 番目の帝国大学が京都に設置され⁷、大正 7 年 12 月公布になる大学令まで、東北（明治 40）、九州（明治 43）、北海道（大正 7）

6 八木 [1999] 15 ページ。

7 京都帝国大学官制もダウンロード可能である。

京都帝国大学官制（明治 30 年勅令第 211 号）

第一条 京都帝国大学ニ職員ヲ置ク左ノ如シ

総長
書記官
舎監
書記

第二条 総長ハ一人勅任トス文部大臣ノ監督ヲ承ケ帝国大学令ノ規定ニ依リ京都帝国大学一般ノ事ヲ掌リ所属職員ヲ統督ス

2 総長ハ高等官ノ進退ニ関シテハ文部大臣ニ具状シ判任官ニ関シテハ之ヲ専行ス

第三条 書記官ハ専任一人奏任トス総長ノ命ヲ承ケ庶務会計ヲ掌理ス

第四条 舎監ハ専任一人奏任トス総長ノ命ヲ承ケ学生ノ取締ニ関スル事ヲ掌ル

第五条 書記ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務会計ニ従事ス

2 京都帝国大学及分科大学書記ハ通計専任二十七人ヲ以テ定員トス

第六条 分科大学ニ職員ヲ置ク左ノ如シ

教授
助教授
助手
書記

第七条 教授ハ専任五十七人奏任又ハ勅任トス各分科大学ニ置ク所ノ講座ヲ担任シ学生ヲ教授シ其ノ研究ヲ指導ス

2 教授ニシテ分科大学長及医科大学附属医院長ニ補セラレタル者ハ講座ヲ担任セサルコトアルヘシ

第八条 助教授ハ専任十六人奏任トス教授ヲ助ケテ授業及実験ニ従事ス

第九条 助手ハ専任二十八人判任トス教授助教授ノ指揮ヲ承ケ學術技芸ニ関スル職務ニ服ス

第十条 第六条定員ノ外各分科大学ニ学長一人ヲ置キ其ノ分科大学教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス

2 分科大学長ハ帝国大学令ノ規定ニ依リ総長監督ノ下ニ於テ各其ノ分科大学ノ事ヲ掌ル

第十一条 医科大学附属医院ニ医院長ヲ置キ医科大学教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス

2 医院長ハ総長監督ノ下ニ於テ医院ノ事務ヲ掌理シ所属職員ヲ監督ス

第十二条 京都帝国大学附属図書館ニ館長ヲ置キ教授助教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス

2 館長ハ総長監督ノ下ニ於テ図書館ノ事ヲ掌理ス

にそれぞれ帝国大学を発足させたに過ぎなかった。それぞれの帝国大学設置に際しては、勅令主義に則り、各帝国大学についてそれぞれに官制が出されるという形式をとっている。官制とは何か？

大学令以降の最初の官立大学となった東京商科大学の場合も、この「官制」によるもの、であった。⁸

官制とは、帝国大学の職員人事を規定した勅令で、明治19年の帝国大

8 若干長くなるが、以下資料としてweb上に存在する中野文庫から掲載する。同様のものは、国立国会図書館のデジタルコレクションからもダウンロード可能である。行論の関係で、引用者が重要とみなした箇所は、アンダーラインが施してある。

東京商科大学官制（大正9年勅令第71号）

第一条 東京商科大学ニ左ノ職員ヲ置ク

大学長
教授
助教授
事務官
学生監
助手
書記

第二条 大学長ハ勅任トス文部大臣ノ監督ヲ承ケ東京商科大学一般ノ事ヲ掌リ所属職員ヲ統督ス

2 大学長ハ高等官ノ進退ニ関シテハ文部大臣ニ具状シ判任官ニ関シテハ之ヲ専行ス

第三条 教授ハ専任十五人奏任又ハ勅任トス学生ヲ教授シ其ノ研究ヲ指導ス

第四条 助教授ハ専任五人奏任トス教授ヲ助ケテ授業及実験ニ従事ス

第五条 事務官ハ専任一人奏任トス大学長ノ命ヲ承ケ庶務会計ニ従事ス

第六条 学生監ハ一人トス教授又ハ助教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

2 学生監ハ大学長ノ命ヲ承ケ学生ノ監督ニ関スル事ヲ掌ル

第七条 助手ハ専任一人判任トス教授又ハ助教授ノ指揮ヲ承ケ學術ニ関スル職務ニ服ス

第八条 書記ハ専任九人判任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務会計ニ従事ス

第九条 大学長ハ必要アル場合ニ於テハ講師ヲ囑託スルコトヲ得

第十条 東京商科大学ニ教授会ヲ置キ教授ヲ以テ之ヲ組織ス

2 大学長ハ教授会ヲ召集シ其ノ議長ト為ル

第十一条 教授会ハ左ノ事項ヲ審議ス

一 学科課程ニ関スル事項

二 学生ノ試験ニ関スル事項

三 文部大臣又ハ大学長ノ諮詢シタル事項

第十二条 大学長ハ必要アリト認ムルトキハ助教授又ハ講師ヲ教授会ニ列席セシムルコトヲ得

第十三条 東京商科大学ニ功勞アル者ニハ勅旨ニ依リ東京商科大学名誉教授ノ名称ヲ与フルコトアルヘシ

第十四条 東京商科大学ニ予科ヲ置ク

学以降、明治 30 年の京都帝国大学から、第 5 番目の北海道帝国大学の設置まで採用されてきたものであるが、大正 7 年の大学令以後最初の官立大学であった東京商科大学の場合にも、基本的にはこの官制が敷かれたのである。

帝国大学に準じ、東京商科大学の場合にも大学長以下教授、助教授、事務官、学生監、助手、書記が配置され、官吏としての職階が決められ

-
- 2 予科ニ教授専任十人、助教授専任四人ヲ置ク
 - 3 教授ハ奏任、助教授ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル
 - 4 予科ニ主事一人ヲ置キ予科教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス
 - 5 主事ハ大学長ノ命ヲ承ケ予科ノ事務ヲ掌理シ職員ヲ監督シ生徒ノ訓育ヲ掌ル
- 第十五条 東京商科大学ニ附属商学専門部ヲ置ク
- 2 商学専門部ニ教授専任十五人助教授専任七人ヲ置ク教授ハ奏任、助教授ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル
 - 3 商学専門部ニ主事一人ヲ置キ商学専門部教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス
 - 5 主事ハ大学長ノ命ヲ承ケ商学専門部ノ事務ヲ掌理シ職員ヲ監督シ生徒ノ訓育ヲ掌ル
- 第十六条 東京商科大学ニ附属商業教員養成所ヲ置ク
- 2 商業教員養成所ニ主事一人ヲ置キ商学専門部教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス
 - 3 主事ハ大学長ノ監督ノ下ニ於テ商業教員養成所ノ事務ヲ掌理ス
- 附 則
- 1 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 - 2 本令施行ノ際現ニ東京高等商業学校名誉教授タル者ニハ本令施行ノ際ニ限り勅旨ニ依リ東京商科大学名誉教授ノ名称ヲ与フルコトアルヘシ

条文に言われる奏任官、勅任官、判任官については、明治国家の官吏における職員は、官吏とそれ以外の身分的に区別されたが、前者の官吏は、忠勤の勤務に対して、身分保障と特権が伴った。官吏は、天皇が直接間接の任命大権に寄って任命され、任命のあり様により、親任官、勅任官、奏任官、判任官の身分上の区別があった。親任官、勅任官、奏任官は、高等官とされた。官吏の最高位の親任官は天皇が直接任命する形式を採った。例えば、親任官にあたる職には、内閣総理大臣、国務大臣、特命全権大使、行政裁判所長官、朝鮮総督、朝鮮政務総監、台湾総督、東京都長官、枢密院議長、枢密院副議長、枢密顧問官、検事総長、会計検査院長、陸軍大将、海軍大将などであった。

親任官に次ぐ高等官は、勅任官である。親任官以外的高等官は、一等から八等まで分かれ、一等と二等を勅任官と称した。勅任官は内閣総理大臣が記名した官記を交付し、併せて御璽も押印した。

勅任官にあたる職は、文官の内閣書記官長、法制局長官、企画院次長、情報局次長、特許庁長官、各省次官、防空総本部次長、専売局長官、帝国大学総長、官立大学長、食糧管理局長官、通信院総裁、気象技監、特命全権公使、大使館参事官、東京都次長、警視総監、各府県知事、貴族院書記官長、衆議院書記官長、南洋庁長官、北海道庁長官、樺太庁長官、武官の中将と少将などがあった。以上、吉村 [1977] を参照した。

ていた。大学長は勅任官、教授・助教授・学生監は奏任官、助手は判任官とされ、学科課程と学生試験ならびに文部大臣もしくは学長の諮詢したことを審議する教授会の議長は学長が務める、などが規定されていた。〈現在なら、大学設置基準に規定されている事項であると言えるかもしれない。〉

大正の大学令によって、帝国大学以外の大学認可が緒についたが、官立以外の大学の場合には、文部大臣の認可が必要であったから、このような「官制」も一種の基準として参照・参考とされたのかもしれない。

本格的な基準の出現は、昭和 22 年の学校教育法の施行に基づく⁹ 現行「大学設置基準」を待たなければならないが、高等教育機関設置の基準は、事実上すでに明治末期に準備されていたのである。

国家による「大学」設置には、政府・文部省内部では存在したであろうが、設置者と認可者が同一であるから、基準を提示する必要もなかったであろう。それ以外の高等教育機関の場合には、暗黙のうちに帝国による大学設置の基準を参照するとしても、認可に必要な基準が求められることになるのは必定である。以下に検討するのが、明治 36 年公布の「専門学校令」と同時に示された、「公私立専門学校規程」である。¹⁰

4. 公私立専門学校規程

現行大学設置基準は、総則をはじめとして、教育研究組織、教員組織、教員資格、収容定員、教育課程、卒業の要件、校地ならびに施設設備、事務組織などがもりこまれているが、前述した明治 36 年の専門学校令公

9 学校教育法第 9 章、第 83 条から、第 114 条までに、大学に関する基本的な定義・条件が謳われている。

10 天野 [2009] 下巻、144 ページ。

布と同時に、「公私立専門学校規程」が出された。

それを、「大学設置基準」と比較してみたい。

別記の表は、現行大学設置基準と、「公私立専門学校規程」を比較表にしたものである。前者は現行高等教育機関の基準、後者については、大正 7 年に大学令が公布されて、専門学校の一部は大学に昇格することになったが、少なくとも明治 36 年まではこうした法令の規制は存在していない。大正 7 年の大学令で、あえて公私立大学教員は専任でなくてはならないと規定されるなど、専門学校の教員について厳格な基準があったとは言えない。比較はそうした限界もあるのだが、専門学校について明示的な基準を示そうとしたものとしては評価される。

	大学設置基準	専門学校規程
総則	第 1 条から第 2 条の 3	
教育研究組織	第 3 条から第 6 条	授業科目の担当第 6 条、入学者の選抜第 6 条
教員組織	第 7 条から第 13 条	教員資格第 7 条
教員資格	第 13 条の 2 から第 17 条	学則第 7 条、第 12 条
収容人員	第 18 条	収容人員第 1 条、第 18 条
教育課程	第 19 条から第 26 条	教育課程第 6 条
卒業要件	第 27 条から第 33 条	
校地、校舎などの施設設備	第 34 条から第 40 条 の 3	校地・校舎などの施設設備第 4 条
事務組織	第 41 条・第 42 条	第 4 条、第 6 条
雑則	第 43 条から第 45 条	

そこには、入学資格、教員資格、施設設備の3要件がもられている。¹¹
すでにこの規程では、帝国大学と並ぶ高等教育機関としての要件が盛
られ、現在の「設置基準」を先取りした面を有する。¹²

11 文部省令第十三号

公立私立専門学校規程ヲ定ムルコト左ノ如シ
明治三十六年三月三十一日

文部大臣 理学博士男爵菊池大麓

公立私立専門学校規程

第一条 専門学校令第四条ニ依リ専門学校ノ設置ノ認可ヲ受ケントスルモノハ公
立学校ニ在リテハ管理者、私立学校ニ在リテハ設立者ニ於テ左ノ事項ヲ具シ文
部大臣ニ申請スヘシ

- 一 目的
- 二 名称
- 三 位置
- 四 学則
- 五 生徒定員
- 六 敷地建物ノ図面及其ノ所有ノ区別
- 七 開校年月
- 八 経費及維持ノ方法
- 九 設立者ノ履歴

医学専門学校ニ就キテハ臨床実習用病院ノ位置、敷地建物ノ図面、臨床実習用
患者ノ定員及解剖用屍体ノ予定数ヲ具スヘシ

第一項第二項ノ敷地ニ関スル図面ニハ面積、地質及附近ノ状況ヲ記シ且飲料水
質ノ調査書ヲ添付スヘシ

第一項第一号乃至第七号及第二項ニ掲ケタル事項ノ変更ハ文部大臣ノ認可ヲ受
クヘシ

第一項第八号ニ掲ケタル事項ノ変更ハ遅滞ナク文部大臣ニ届出ヘシ

第二条 専門学校ハ校地、校舎、校具其ノ他必要ノ設備ヲ為スヘシ

第三条 校地ハ学校ノ規模ニ適応セル面積ヲ有シ且道德上及衛生上害ナキ所タル
ヘシ

第四条 校舎ニハ左ノ諸室ヲ備フヘシ

- 一 教室
- 二 事務室
- 三 其ノ他必要ナル実験室、実習室、研究室、図書室、器械室、標本室、薬品室、
製煉室等ノ諸室

校舎ハ教授上管理上並衛生上適当ニシテ堅牢ナルコトヲ要ス

第五条 校具ハ教授上必要ナル図書、器械、器具、標本、模型等トス

第六条 専門学校ニ於テハ左ノ表簿ヲ備フヘシ

- 一 学則、日課、教科用図書配当表
- 二 職員ノ名簿及履歴書、出勤簿、担任学科目及時間表
- 三 生徒学籍簿、出席簿、徴兵猶予ニ関スル書類
- 四 試験ノ問題、答案及成績表
- 五 資産原簿、出納簿、経費ノ予算決算ニ関スル帳簿

生徒学籍簿ニハ生徒ノ氏名、族籍、居所、生年月日入学前ノ学歴、入学転学退
学ノ年月日及学年、卒業ノ年月日、入学試験ノ有無、転学退学ノ事由、徴兵事故、
保証人ノ氏名及居所等ヲ記載スヘシ

別科ノ生徒ニ関シテハ出席簿、徴兵猶予ニ関スル書類ヲ省略シ及学籍簿ノ記入

例えば教員組織に関する条項はない、それは当然かもしれない。また、教員資格として「学位を有する者」とされているが、戦前の場合「学位」

- 事項ヲ便宜省略スルコトヲ得
- 第七条 専門学校ノ教員タルコトヲ得ヘキ者左ノ如シ
- 一 学位ヲ有スル者
 - 二 帝国大学分科大学卒業者又ハ官立学校ノ卒業者ニシテ学士ト称スルコトヲ得ル者
 - 三 文部大臣ノ指定シタル者
 - 四 文部大臣ノ認可シタル者
- 前項第一号乃至第四号ニ該当スル者ヲ得難キ場合ニ於テハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ一他ノ者ヲ以テ教員ニ代用スルコトヲ得
- 前二項ニ依リ認可ヲ受ケントスル場合ニハ公立学校ニ在リテハ管理者私立学校ニ在リテハ設立者ニ於テ本人ノ履歴書ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ但シ奏薦ニ依リ任命セラル、者ニ就テハ別ニ認可ノ手續ヲ経ルコトヲ要セス
- 文部大臣ハ必要ト認ムルトキハ前項ノ場合ニ於テ学術ノ検定ヲ行フコトアルヘシ
- 本条ニ依ル文部大臣ノ認可ハ当該学校在職中ニ限り有効トス
- 第八条 専門学校ノ本科第二学年以上ニ入学ヲ許スヘキ者ハ本科第一学年ニ入学スルコトヲ得ル資格ヲ有シ且前各学科ノ課程ヲ卒リタル者ト同等ノ学力ヲ有スル者タルヘシ
- 前項入学者ノ学力ハ総テ試験ニ依リ之ヲ検定スヘシ
- 第九条 美術学校音楽学校ノ入学資格ハ中学校若ハ高等女学校第三学年修了ノ程度以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ
- 第十条 学校長ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニハ退学ヲ命スヘシ
- 一 品行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者
 - 二 学力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者
 - 三 引続キ一箇年以上欠席シタル者
 - 四 正当ノ事由ナクシテ引続キ一箇月以上欠席シタル者
- 第十一条 学校長ハ教育上必要ト認メタルトキハ生徒ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得
- 第十二条 専門学校ノ学則中ニ規定スヘキ事項凡ソ左ノ如シ
- 一 入学資格、修業年限、学科、学科目、学科程度ニ関スル事項
 - 二 学年、学期、休業日ニ関スル事項
 - 三 入学、退学、進級、卒業等ニ関スル事項
 - 四 懲戒ニ関スル事項
 - 五 入学料、授業料等ニ関スル事項
 - 六 予科、研究科、別科ニ関スル事項
 - 七 寄宿舎ニ関スル事項
- 第十三条 専門学校令第四条ニ依リ専門学校ノ廃止ノ認可ヲ受ケントスルモノハ其ノ理由及生徒ノ処分方法ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ
- 第十四条 専門学校令第十五条ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ受ケントスルモノニ付テハ本令第一条ヲ準用ス
- 第十五条 実業専門学校ニ関シテハ特別ノ規定アル場合ニハ本令ヲ適用セス
- 附則
- 本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ施行ス
- 明治十五年文部省達第四号、同第五号、及同第六号中甲種薬学校ニ関スル規定ハ之ヲ廃止ス 下線は引用者。

12 文部科学省のページには、その背景が説明されている。

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317634.htm

とは博士を意味する。学士は称号であって、学位ではない。博士の取得は、大学でない場合授与権がないのだから、事実上帝国大学卒しか所持不可能であった。また学長資格は、官制上は勅任官と規定されていたが、専門学校には学長がないのだから規定もない。授業時間数に関する規定もない。ただし、時間割、出席簿、試験問題、成績表、などの整備が謳われている。

もちろんその後の世界全体での大学の変化、さらに現行憲法への転換による制度上の変化も散見されるが、設置基準の原型であるとみなせる。

5. 戦後への展望

昭和22年、現在の大学設置基準が登場する。これによって、本稿冒頭に提示した問題「大学とは何か？」に対する統一的・一元的な基準が提示されることとなる。すなわち、教育基本法、学校教育法による教育行政の転換である。この時期大学は、終戦前の46から201に増加したと言われる。新制大学の出立である。この転換がいかなる意味を持つのか？それらについては、本稿の射程外の問題となる。

参考文献

- 佐和隆光 [2016] 『経済学のすすめ』 岩波書店。
天野郁夫 [2009] 『大学の誕生』 上・下、中央公論社。
八木紀一郎 [1999] 『近代日本の社会経済学』 筑摩書房。
吉村 励 [1977] 「公務員の賃金と賃金決定機構」、『講座現代の賃金2 — 企業別賃金の実態』 社会思想社。